

立ちどまらない保険。

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

2018年1月1日以降始期契約用



“自動車”保険に“自転車”オプション

三井住友海上だからできる安心のパッケージプラン

『自転車』パック



ご家族が自転車事故にあわれても、

相手への賠償

弁護士費用

ご自身のケガ

をまとめて補償!

加害者 になっても



高額賠償判例

自転車で歩行者に正面衝突し、歩行者の意識が戻らない状態になった。

賠償額 約9,500万円

(神戸地裁2013年7月4日判決)

こんなときにお役に立つのが

**日常生活賠償特約
(保険金額・無制限)**

詳しくは裏面①へ

被害者 になっても



弁護士依頼事例

歩行中に自転車にひかれて大ケガ。加害者が賠償金を支払わないため、弁護士に示談交渉を依頼した。

弁護士費用 約80万円

内訳:着手金約30万円、報酬金約50万円
※上記は経済的利益が約500万円の場合の一例です。

こんなときにお役に立つのが

弁護士費用特約

詳しくは裏面②へ

ケガ をしても



損害の額の例

自転車運転中にポールに衝突して負傷した。

損害の額 約1,450万円(注)

(注) [30才男性(症状固定時30才)年収500万円/左肘関節骨折/事故後20日間入院後、9か月間月4回通院/後遺障害として肘関節に機能障害が残った(第12級第6号)]の場合の損害の額の一例です。

こんなときにお役に立つのが

交通乗用具事故特約

詳しくは裏面③へ

ご家族全員の自転車におけるリスクを補償します!

※「ご家族」とは、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまをいいます。

『自転車』パック

月額保険料 合計

1,180円

内訳

日常生活賠償特約(保険金額・無制限) 月々 180円(注1)

弁護士費用特約 月々 370円(注1)

交通乗用具事故特約 月々 630円(注1)(注2)

(注1) 団体扱・集団扱特約等をセットした場合は異なることがあります。
(注2) 条件は、裏面をご確認ください。

『自転車』パックは以下の特約のパックプランです。 『GK クルマの保険』にオプションとしてセットできます。

1 日常生活賠償特約(保険金額・無制限)

すべてのご契約にセットできます。



国内における日常生活の事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、日常生活賠償保険金をお支払いします。保険金額は「無制限」です。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

示談交渉サービス付

お客さまに代わって相手の方との示談交渉を行います。

損害防止費用

権利保全行使費用

緊急措置費用

示談交渉費用

争訟費用

※被保険者は、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまとなります。なお、これらのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、監督義務者等が被保険者となります。

2 弁護士費用特約

すべてのご契約にセットできます。

ただし、自動車事故弁護士費用特約と同時にセットできません。



日常生活の事故(自動車事故^(注1))を含みます。)により生命または身体を害されたり、財物に損害を受け、損害賠償請求費用や法律相談費用^(注2)を負担した場合に、次の保険金をお支払いします。

- 相手の方へ損害賠償請求を行う場合に、実際に負担した損害賠償請求費用^(注3)について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に損害賠償請求費用保険金をお支払いします。
- 弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

(注1) 自動車の運行に起因する事故や盗難・いたずら等の事故をいいます。

(注2) 損害賠償請求費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限りです。

(注3) 委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいい、費用ごとに特約に定める金額を限度とします。

3 交通乗用具事故特約

人身傷害保険付き契約にセットできます。

人身傷害保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、交通乗用具事故^(注)によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合も、人身傷害保険金をお支払いします。○:お支払いします ×:お支払いしません



事故の種類	ご契約のお車の事故	交通乗用具事故
主な事故例	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした	自転車同士でぶつかってケガをした
人身傷害保険	○	×
交通乗用具事故特約をセットする場合	○	○

(注) ご契約のお車以外の自動車の運行事故(歩行中に自動車にはねられた等)や、交通乗用具の事故等をいいます。なお、交通乗用具とは、電車、自転車、航空機、船舶、エレベーター等をいいます。

上記の特約は、いずれも「補償が重複する可能性のある特約」となりますので、補償内容をご確認ください。

① 日常生活賠償特約(保険金額・無制限)

この特約をセットした自動車保険や、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複します。

② 弁護士費用特約

親族等所有自動車^(注)も補償の対象となります。この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複します。

(注) ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用する自動車をいいます。

③ 交通乗用具事故特約

この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複します。

(表面・交通乗用具事故特約の保険料例の条件) ※保険料は、条件によって異なります。

GK クルマの保険、始期日:2018年1月1日、保険期間:1年、月払12回<一般分割口座振替>、記名被保険者:個人<45才>、ブルー免許、日常・レジャー使用、自家用普通乗用車、型式別料率クラス:車両4・対人・自損4・対物4・傷害4、20等級、事故有係数適用期間:0年、長期優良割引:あり、35才以上補償、対人賠償保険:無制限、対物賠償保険:無制限<免責金額:なし>、対物超過修理費用特約:あり、人身傷害保険:5,000万円<交通乗用具事故特約をセット>、ロードサービス費用特約:あり

●『GK クルマの保険』は家庭用自動車総合保険の略称です。

●このチラシは、日常生活賠償特約(保険金額・無制限)、弁護士費用特約および交通乗用具事故特約の概要をご説明したものです。詳細は『ご契約のしおり(約款)』等をご覧ください。また、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)
http://www.ms-ins.com

● ご相談・お申込先

株式会社 鶴亀

仙台市青葉区五橋1丁目7-15 ピースビル五橋8F

TEL022-353-7320 FAX022-353-7321